

第2次流山市健康づくり支援計画（素案）
に係るパブリックコメント手続実施要領

1. 件名

第2次流山市健康づくり支援計画（素案）に係るパブリックコメント手続

2. 目的

本要領は、「第2次流山市健康づくり支援計画」を策定するにあたり、流山市市民参加条例第6条第1項第2号に基づくパブリックコメント手続として、広くその案を公表し、市民等の意見を求め、提出された意見を多面的かつ総合的に検討し、意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表するものです。

3. 趣旨

第1次の「健康づくり支援計画」は、健康増進法に基づく「健康増進計画」、食育基本法に基づく「食育推進計画」、流山市歯と口腔の健康づくり推進条例に基づく「歯と口腔の健康づくり推進計画」及び母子保健計画策定指針に基づく「母子保健計画」の4つの健康づくり関連計画を一体化した計画として策定したのですが、計画期間が今年度末で終了することから、新たに自殺対策基本法に基づく「自殺対策計画」を加えた5つの健康づくり関連計画を一体化した計画として「第2次流山市健康づくり支援計画」を策定するものです。

4. 公表案

別添のとおり

5. 公表方法

(1) 閲覧場所

保健センター（健康増進課）、市役所（社会福祉課、情報公開コーナー）、各出張所、各福祉会館、高齢者福祉センター森の倶楽部、児童発達支援センター、各児童館・児童センター、各子育て支援センター、生涯学習センター（流山エルズ）、各公民館、南流山センター、おおたかの森センター、各図書館

(2) 市ホームページ

トップページ＞市政情報＞市への意見・提案＞パブリックコメント手続

6. 意見が提出できる者

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 市内に存する事務所又は事務所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者

7. 意見の募集期間

令和元年11月21日(木)から12月20日(金)まで【必着】

8. 意見の提出方法

別紙様式(任意の様式も可)に住所、氏名、電話番号を明記し、下記の提出先に、郵送、ファクシミリ、電子メール、書面を持参のいずれかの方法により提出してください。

9. その他

- (1) 意見に対する市の考え方については、市のホームページで公表します。
なお、意見に対する個別の回答はいたしません。
- (2) 電話、口頭などによる「8. 意見の提出方法」によらない意見は、パブリックコメント手続の意見として取り扱いません。

10. 問合せ・提出先

流山市 健康増進課(保健センター)

住所 〒270-0121 流山市西初石4-1433-1

電話 04-7154-0331 FAX 04-7155-5949

電子メール hokensuishin@city.nagareyama.chiba.jp